

「農林水産省関係相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則案」に対する御意見に対する回答

	御意見の内容	御意見に対する回答
1	農地は分かりませんが、森林については経営に成り立つ森林や経営困難な森林も含めて良好に管理していることから森林管理局等への委任は当然と思う。	本省令案について、賛成の御意見として承りました。
2	国庫帰属農林地の管理及び処分に係る関係省令の準用に関して森林については国有林野の管理経営に関する法律施行規則を準用することに関しては賛成です。	本省令案について、賛成の御意見として承りました。
3	<p>1. 森林部について                      管理局長を管理署長とするとありますが、管理事務所長の施設の地区もあるので、その事も記述が必要かと思えます。</p> <p>2. 現在、国有林の無い場所の森林について、どのように区分するのか、不透明である内容だと思えます。</p> <p>3. 管理署長、管理事務所長にせよ、局長にせよ、数年で異動する人々に任せるのは、不安定だと思えます。</p> <p>森林の環境の改善活動をしている団体や個人はたくさん居るので、そういう所に活動費を支払い 支援しつつ委託して欲しいと思えます。</p>	<p>1. について                      御指摘の森林管理局が直轄で管理経営する区域については、森林管理局長が国庫に帰属した森林の管理及び処分を行うこととなります。</p> <p>2. について                      各森林管理局署の管轄区域については、組織法令で定められており、その定めに従い、森林管理局長又は森林管理署長が管轄区域内の国庫に帰属した森林を管理及び処分することとなります。</p> <p>3. について                      国庫に帰属した森林の管理及び処分については、外部に作業委託する場合も含め、国の組織として継続性をもって、適切に行ってまいります。</p>